

外務省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	措置の分類「の見直し	措置の内容「の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	措置の分類「の見直し	措置の内容「の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
060010	旅券の申請・交付事務の市町村への権限委譲	市町村等による旅券の申請・交付事務の市町村等による旅券の申請・交付の代り旅券法第21条の4	旅券法において都道府県が処理するものとされている。旅券法第21条の3により、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務として、旅券法第21条の3に規定する事務及び第21条の2の規定により都道府県が処理されることとされる。同法第21条の4により、地方自治法第25条の14及び第25条の17の2の適用を除外している。	C	旅券事務を将来的に市町村委託することについては、調査、検討を行っているが、現時点での対応は困難である。	旅券事務を将来的に市町村委託することについては、調査、検討を行っているが、現時点での対応は困難である。	現時点での対応が困難である理由を明らかにしたい。また、地域再生の推進のため権限委譲は重要であることから、これを踏まえ提案が実現できないか、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。	旅券事務を将来的に市町村委託することについては、調査、検討を行っているが、現時点での対応は困難である。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。		C		1. 旅券は自国民の海外渡航を実現するためにその者の国籍と身分を公証する文書であり、適正な発給と旅券名義人のみによる適正な行使により、その国際的信用を維持し得る文書である。しかしながら、最近の10年余り特にアジア系外国人による日本旅券の不正取得・不正行使により日本旅券の対外信用は大きく傷ついてきており、旅券発給事務の厳格化等による旅券秩序の回復が急務となっている。この旅券秩序の回復がなければ現在享有している日本旅券所持による63カ国との査証免除が影響を及ぼすこととなり、その失われる国家的損失は図りたいものである。 2. 昨今、米国のUS-VISITプログラムをはじめとしてバイオメトリクス旅券への対応が求められている。因みに現在アジアで米国の査証免除を維持しているのは我が国のほかシンガポールとブルネイの2カ国のみ。そのような状況下において厳格な本人確認及び不正取得・不正取得使用を防止するかが国際的な課題となっている。その状況下において、現行旅券管理システムへのアクセスを通じて居住確認をはじめとする本人確認事項という広域行政及び海外渡航者数が減少する中において手数料収入による費用対効果の面から旅券事務を実施できる最小単位は都道府県が限界であるとの考えである。 3. 現行の住基ネット及びハガキを利用した居住確認、戸籍簿(抄)本による国籍等の確認事務において、単なる書類の提出による事実行為の確認事務であれば能力的に市町村においても一見可能であるかと思われるが、実際にはMRP作成機及び過去の旅券取得情報が入ったデータベースが整備されなければ事実上作成や確認事務を行うことができない。単なる書類の取次ぎのみとなり向ら意味をなさない。従って、これら設備・通信体制の整備及び職員・研修等の拡充等を図ることが必要となるが、一部を市町村に委託した場合にはこれを確保することは大変非効率的であるとの理由である。 4. さらに、過誤旅券等が発生した場合には、市町村と1つ別組織への委譲がなされた場合にはこの責任関係が分断され、結局その責任は都道府県が負うこととなることや市町村委譲によるメリットは当該市町村のみに限られ、近隣の市町村にとってはかえってデメリットとなることや取り次ぎ機関が増えることにより行政手続上の標準処理期間が当然延長されるとの問題も生じる。 5. なお、特区構想・プロジェクト内容記述中、外国人人口が多いことから邦人の海外渡航の機会が多いとの記述があるが、これは提案主体の意見として論議の飛躍であり合理的根拠に欠けると考えられること、特区推進室としての再検討要請の理由等を参考までに承知したい。 現在、外務省ではバイオメトリクス旅券開発を含めた平成17年通常国会へ旅券法改正案提出へ向け作業中であるところ、その過程において、昨年7月以降各都道府県における手数料収入による事務経費調査、外部委託調査による今後10年の旅券発給推定調査及び諸外国における旅券発給体制を含めた法体制等の調査を行っている。事務経費調査結果においては、各都道府県とも米米同時多発テロ以降の旅券の発給数減少に伴って事務経費は赤字となっていること、旅券発給推定調査においては平成17年度後半以降に比べれば10年旅券導入後の切替による増加が見込まれること、諸外国における旅券制度については目下とりまめであるも、国際的にはバイオメトリクス情報(生体情報)を搭載した旅券の導入が主要国で検討され始めつつあり、また高度な偽変造技術を施した上での旅券の集中作成方式導入されつつある傾向であり、これら国際的動向等を踏まえた上で果たして市町村への委譲を含めた広範囲での旅券発給体制が妥当なものか否か目下検討しているところである。また、本年3月から導入予定となっている24時間どこからでも申請が行えるオンライン申請についての普及状況結果に期待しているところである。	青省の回答によれば、本年3月から導入予定となっている24時間どこからでも申請が行えるオンライン申請についての普及状況結果に期待しているところである。このことによって当該市民の利便性がどの程度向上するのかが回答された。尚、提案者は外国人登録者数が多いことのみをもって、邦人の海外渡航の機会が多いとしたのではない。提案者の要望の目的は、合併予定の3市が埼玉県南部の中心的な都市としての役割を果たす中で当該市民の旅券の取得・更新にかかる負担を軽減するためであり、当室としてどうすれば提案を実現できるかという観点で、貴省が「措置の概要(対応策)」において現時点での対応が困難である」と回答された理由を明らかにする。地域再生の推進のため権限委譲は重要であること、提案主体の意見も踏まえ再度検討する必要があること、の理由から再検討要請を行ったものである。貴省の回答では、旅券事務を実施できる最小単位は都道府県が限界であるとの考えである」とあるが、適切な規模と体制を備え、都道府県との適切な分担ができる市町村であれば旅券事務を移譲しても良いのではないかと、市町村への委譲を含めた広範囲での旅券発給体制が妥当なものか否か目下検討しているところであり、その検討に当たっては権限の移譲を要請する市町村の要望もふまえられたい。	C	I	1032010	川口市	旅券申請・交付事務の市町村への権限委譲	旅券の申請・交付事務の市町村への権限委譲	現行、県が扱っている旅券発行事務のうち、申請事務と交付事務については、右にそれぞれ記載したような一定要件を満たす市町村に対して権限委譲する。	旅券の発給業務にかかる事務の手順では、電話相談から各種審査を経て本人確認の後に交付されることとなっている。今回、3市が考えている業務内容は、県のさいたま市大宮区バスポートセンター以外のバスポートセンターと同等な役割を平成18年4月以降に完成が予定されている(仮称)川口駅前行政センターの行政窓口で取扱うことになれば、3市の市民はさいたま市大宮区まで赴かずに済むし、戸籍等の取得と併せて、ワンストップサービスの実施ができる。当然ながら、県や地元警察署と十分な連携をとり、事務専従者もしかるべき研修を受けた者を配置し、厳格な本人確認、不正取得の防止を図るとともに、発給事務の均一性を確保するため、一定の設備・通信体制の整備や職員の研修・訓練、又、県との密接な連携により発給事務の非効率化の回避を行う。	
060020	入国査証手数料の免除	外務省設置法4条13号	査証を取得する際には査証手数料が必要	B	万博見学者の短期滞在査証手数料の免除(必要に応じて関係省庁と協議する予定)	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	外国人団体旅行客で、旅行会社が代理申請する場合に限れば、万博会場を含めた特区対象地域内への来訪を旅行会社の示す行程表で確認することができるので、万博来場者に限定せず特区対象地域への来訪者について入国査証手数料を免除するよう検討いただきたい。	万博見学者の短期滞在査証手数料を免除することにより、万博を契機とする外国人の入国促進に役立つ。他方、万博見学者についてまで査証手数料免除を実施することは手数料徴収の趣旨に鑑み困難。		B		当該措置の実施の時期につき明らかにされた。	B		1016040	愛知県	歓迎！愛知万博特区	入国査証手数料の免除	愛知万博を見学する外国人の団体観光客が入国査証を取得する場合に領事官に納付する手数料を免除することとされている手数料については、愛知万博開催期間中に限り免除する。	外国人が日本へ入国するための入国査証を取得する際に領事官に納付する手数料を免除することにより、愛知万博への外国人観光客の増加を図る。		
060030	入国査証発給手続の簡素化	外務省設置法4条13号	短期滞在査証の取得が必要	C	万博関係の手続簡素化は査証手数料免除の方向で検討中	提案は手続の簡素化を要望するものであり、査証手数料の免除とあわせて提案を実現できないか、併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答された。	中国からの団体旅行客の場合、出発地からの添乗員のほか日本側で用意する日本人の通訳ガイドがスルーで同行することになっている。台湾・韓国・香港からの団体旅行客の場合にも出発地から添乗員が同行するのが一般的である。このように添乗員が同行し、旅行客の不法滞在の危険の少ないツアー(万博の見学又は特区対象地域への来訪を含む)。については、旅行会社が入国査証の代理申請を行う場合に限り、預金残高の証明、在職証明、在校証明等の提出を省略することを検討したい。なお、提出書類の省略が不可の場合、万博会場等特区地域への来訪者を含むツアー参加者にかかる入国査証取得手続の優先処理についてご検討いただきたい。また問題のない国・地域については、入国査証の免除を検討していただきたい。	短期滞在査証については、すでに可能な限り簡素化、迅速化されており、これ以上の簡素化は不法滞在、不法就労、犯罪防止の観点から困難である。また、短期滞在査証は問題ない限り、韓国、台湾、香港など1日で発給するなどできる限り迅速に発給している。なお、査証免除については、不法就労、不法滞在、犯罪などの点で問題がない場合にはこれまで順次拡大してきており、今後これまで通り検討を続けていく予定である。		C		1016050	愛知県	歓迎！愛知万博特区	入国査証の簡素化	愛知万博を見学する外国人の団体観光客が入国査証を取得する場合に、愛知万博開催期間中に限り入国査証の発給手続を簡素化する。	外国人が日本へ入国するための入国査証を取得する際の発給手続を簡素化することで、愛知万博の外国人観光客の拡大を図る。					

外務省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	措置の分類「の見直し	措置の内容「の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の分類「の見直し	措置の内容「の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例事項管理番号	提案主体名	特区計画「プロジェクト」の名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	
060040	短期滞在査証取得手続きの簡素化迅速化	外務省設置法4条13号	短期滞在査証の取得が必要	D-1		IT技術者については数次査証取得手続き簡素化を進めている	提案は当該地区のIT企業と商談等で行き来が多い国・地域の外国人について短期滞在査証取得の簡素化を要望するものである。これについて実現できるか再度検討し回答されたい。また、現在進めているIT技術者に対する措置について内容を明らかにされたい。			B		IT技術者を含めたビジネスマンについて数次短期滞在査証を現地公館限りで発給できるようにする方向で検討中。	当該措置の内容、実施の時期につき明らかにされたい。	B		インド人IT技術者について、在外公館限りで数次査証を発給できるように申請人に必要とされる在職年数要件を5年から1年に緩和する。また、インドの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業(日系企業には駐在員事務所を含む)のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする(平成16年度中措置)。	1121020	横浜市	国際ビジネス交流特区	短期滞在査証取得手続きの簡素化迅速化	現行制度では、査証免除対象諸国以外の外国人に対して査証を要求しているが、当該地区のIT企業と商談等で行き来が多い国・地域の外国人についても短期滞在査証取得の簡素化迅速化する。(韓国、中国、インド等)	当該地区に立地するIT企業と海外との取引等を円滑化し、国際的なITビジネス拠点化を推進する。	
060050	中国からの修学旅行生に対して査証申請時の添付書類省略	外務省設置法4条13号	短期滞在査証の取得においては戸口簿の提出が必要	D-1		中国国民団体観光旅行において、北京、広東省出身者については戸口簿の提出を求めている。	提案者の要望は、中国国民団体観光旅行における、北京、広東省出身者についてではなく、中国からの修学旅行生について、戸口簿の提出を省略することである。これについて再度検討し回答されたい。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	中国国民団体観光旅行において、北京、広東省出身者についてのみ戸口簿の提出を求めている理由はないか。その対象を拡大し、上海からの旅行者も対象にできないか。		B+C		不法滞在や不法就労、犯罪防止等の観点から、提出書類の簡素化も段階的に実施していく必要があるところ、まずは現状に加え、上海からの修学旅行生に対する戸口簿の提出の省略の可能性を検討することとしたい。				1102010	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町	西さがみ連邦共和国中国人修学旅行特区	中国からの修学旅行生に対して査証申請時の添付書類省略	査証事務処理規則に定められている査証申請時の添付書類のうち、中国からの修学旅行生に限り戸口簿を省略する。	中国人観光客誘致の一環として、身元が特定・確認できる修学旅行生については、査証申請時の添付書類から戸口簿を省略することにより、当該地への渡航を促進する。		
060060	短期滞在査証の発給手続きの簡素化	外務省設置法4条13号	短期滞在査証の取得が必要	C		特区に限定した査証免除の実施は困難	実施が困難とした理由を明らかにされたい。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	対馬は、韓国から約50kmしか離れておらず、韓国から一番近い外国の島であるため、韓国観光客が年々増加しており、外国人向けのホテル、施設等の整備が進んでいる。韓国の旅行会社から、対馬が査証免除地になると、さらに観光客が増加するとい話を聞いている。対馬は、今年3月1日に6町が合併し対馬市となるが、市の主力産業の一つとして観光業(特に韓国人観光客中心)を置いている。昨年11月に「しま交流人口拡大特区」で、修学旅行生及び団体観光客に対し、それぞれ査証申請時の申請書類の簡素化の認定を受けた。今年3月1日から韓国人の修学旅行生に対し査証が免除される。さらに教師引率による児童・生徒の旅行にも対象を広げること検討している。このように、査証免除の方向に進んでいるが、さらに対馬という地理的条件等を踏まえ、対馬を韓国人観光客の査証免除実験地として実施することで、将来の韓国人査証免除の問題点等の検証を行ってみたい。		C		我が国に入国した外国人は自由に日本国内を移動できるため、査証免除措置については全国レベルで実施すべきである。	地方公共団体の適切な関与により、特定の国や目的により、査証免除措置がとれないが、再度検討し回答されたい。	C		査証免除は出入国管理、治安対策等の観点から、現状では慎重な検討が必要。また、地方自治体の関与には限度がある(自治体が当該自治体から他地域への外国人の移動を実効的に規制することは困難と考えられる)ため、査証免除措置は全国規模で行うことが適切であり、これまで全国規模での査証免除措置実施に向けて努力してきている。今般、我が国とアジア諸国との人的交流促進の観点から、本年3月1日より韓国人修学旅行生に対する査証免除を実施する他、4月1日より香港 SAR 旅券及び英国 BNO 旅券所持者(香港居住権者)に対する査証免除措置を導入することとした。今後、不法滞在や不法就労、犯罪等の動向を考慮しつつ、全国規模での査証免除措置の導入に向けて努力する予定。	2013010	長崎県	しま交流人口拡大特区	短期滞在査証の発給手続きの簡素化	韓国人については、出入国管理及び難民認定法第6条第1項本文により日本への入国に際しては査証を所持しなければならないとなっているが、対馬を訪れる韓国人観光客に対しては、特例として短期滞在査証を免除する。	韓国との国境の島「対馬」において、韓国人観光客の「ノービザ化」による観光客増加と雇用創出等への効果や不法就労等の問題点の検証を行う実験を、特区として実施することを要望する。	
060070	外国人事業者等の数次査証発給要件の緩和	外務省設置法4条13号	特別の必要があると認めるときは本省経同の上数次査証の発給ができる	D-1		ビジネスマンの数次査証発給対象拡大については順次実施しており、現行制度において対応が可能。	提案は、自治体、あるいは官民で構成する外国企業進出支援組織が身元保証する外国人事業者等の数次査証発給を容易化することであり、この要望は現行制度で対応できると解してよい。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	数次査証発給要件である「特別の必要」とは、査証申請人が頻りに訪日する確実な予定があり、かつ個別に査証申請していたのでは支障が生ずるなど、数次査証の発給を受ける必要性があることを指すものと思われる。本提案は、外国、特に中国、韓国などのアジアの中小企業及びベンチャー企業を対象にしたものであり、かつ本特区が目標のひとつとして掲げる「E、バイオ、ナノテク等の分野でのビジネス交流を促進するために導入したい」という趣意を踏まえ、現行制度で対応できると解してよい。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	また、自治体等が開催する商談会をきっかけに具体的な商談が継続的に行われる場合、相手企業からのオファーに応じて早急に対応すべき事柄も多く、本邦企業との具体的な取引を検討する段階で、毎回の入国にあたっての査証取得要件が問題視されるケースが多い。一方で、対象企業の身元と本邦での事業内容を把握する必要もあるため、公的機関あるいは公的機関が関与する組織により調査・身元保証され、身元が明らかとなった外国企業に限定して頻りに訪日する確実な予定がなくとも数次査証を発給できるようにする必要がある。		B		現在、ビジネスマン一般について数次短期滞在査証の対象拡大を検討中であり、このビジネスマンの中には地方自治体が提案する外国人も含まれる。	当該措置の内容、実施の時期につき明らかにされたい。	B		マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア及びバブアニューギニアの在外公館が所在する各都市に所在する日系企業商工会員たる日系企業であり、かつ本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する企業(日系企業には駐在員事務所を含む)のビジネスマンについて、在外公館限りで数次査証を発給できるようにする(平成16年度中措置)。	2008010	福岡県、福岡市	福岡アジアビジネス特区	外国人事業者等の数次査証発給の容易化	自治体、あるいは官民で構成する外国企業進出支援組織が身元保証する外国人事業者等の数次査証発給を容易化する。	県、市、またはこれらの行政機関と商工会議所等の経済団体により構成される外国企業進出支援組織が、招聘対象の外国企業について事前に調査・身元保証を行うことにより、当該外国企業に対して数次査証を当初より発給することとし、特区内で商談や市場調査、会社設立準備などを行うための入国を滞滞なく必要に応じてできるよう支援する。

外務省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	提案主体からの意見	提案主体意見 その他	措置の分類「見直し」	措置の内容「見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	各府省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	措置の分類「見直し」	措置の内容「見直し」	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画・プロジェクトの名称	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容
060080	一定の要件を満たす場合の観光マルチビザ」の創設	外務省設置法4条13号	特別の必要があると認めるときは本省経同の上数回査証の発給ができる	D-1		訪日観光客の多数を占める韓国人、台湾人についてすでに5年有効回数査証を発給している。				D-1		韓国人、台湾人についてはすでに5年有効回数査証を発給しており、これ以外の外国人についても、特別の必要」がある場合には、5年有効の回数査証の発給を行うことが現行制度上でも可能である。					3114010	熊本経済同友会	外国人観光客を優先的に熊本(九州)に誘客するプロジェクト	一定の要件を満たす場合の観光マルチビザ」の創設	地方公共団体やコンベンション協会による観光エージェント資格認定制度(日本語でのコミュニケーションをはじめ、地域の自然や歴史文化、観光資源等を理解し、母国からの観光客を反復的に熊本(九州)に誘客できるような人材を認定するもの。を創設するとともに、当該資格の認定者に限定し回数査証の有効期限を5年とするビザ発給の特例を導入する。	主として近隣アジア諸国の外国人旅行者を優先的に熊本(九州)に誘客するため、地方公共団体等による資格認定制度によって当該地域に誘客する外国人観光エージェントについて、観光マルチビザ」を創設することで、外国人観光エージェントを核とした持続的なツアーを展開できる。